

預金口座振替規定 新旧対照表

改定前	改定後
(追加)	<p><u>株式会社富山第一銀行（以下、「当行」という。）と口座振替取引を行う場合は、下記の条項の他、別途定める各規定についても確認し、同意したものと取り扱います。</u></p>
<p>1 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。</p>	<p><u>第1条 預金口座からの引落し</u></p> <p><u>お客さまが当行に口座振替を依頼した収納企業から当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しに引落しを行います。</u></p>
<p>2 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。</p>	<p><u>第2条 払戻可能額が不足する場合の取扱い</u></p> <p><u>振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、お客さまに通知することなく、請求書を収納企業に返却します。</u></p>
<p>3 この契約を解約するときは、私から貴行により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。</p>	<p><u>第3条 解約</u></p> <p><u>この契約を解約するときは、当行に対し当行所定の方法により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出がない限り、当行はこの契約が終了したものと取り扱います。</u></p>

4 ~~この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。~~

(追加)

第4条 免責事項

この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第5条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定等、当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定等は、当行ウェブサイトへの掲載、その他当行所定の方法により告知します。

第6条 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。